

提案募集型ネーミングライツパートナー募集要項

ネーミングライツとは・・・

一般的に、施設の愛称を付ける権利のことを意味し、“命名権”とも言われますが、南九州市（以下、本市）におけるネーミングライツの定義は、本市が所有する施設の愛称を付ける権利を売却することです。

なお、ネーミングライツは、あくまで愛称を付けるものであり、条例に定めている施設の正式名称を変更するものではありませんので、公文書や議会等の公の会議では正式名称を使用する場合があります。

また、愛称を付ける権利を得た法人等のことを、本市では「ネーミングライツパートナー」と呼びます。

提案募集型のネーミングライツパートナー募集とは・・・

ネーミングライツ導入を推進するため、本市の公共施設の中から、パートナーとして命名したい施設について皆様のご提案を事前相談として受付け、ネーミングライツにふさわしい施設であるか、ご提案者、ネーミング内容、ネーミングライツ料等を審査した後にご契約をさせていただく募集方法です。

1 提案募集型の対象施設

本市が所有するスポーツ施設や文化施設、公園等の施設（及び施設の一部）のうち、ネーミングライツの導入により広告効果が見込める施設を対象とします。

ただし、市庁舎や学校、市営住宅のほか、寄贈品の多い資料館や、施設の名称に歴史や平和的な経緯がある「知覧特攻平和会館」など、愛称を付与することがふさわしくない施設は対象外とします。

なお、すでに愛称が決定し、広く市民に親しまれている施設についても同様に、対象外とします。

2 ネーミングライツパートナーのメリット

(1) 愛称の普及

愛称を本市の印刷物、ホームページ等で周知し、広く愛称の普及、定着に努めます。

(2) 看板等の設置

施設内に愛称の看板を設置することができます。

※ 看板の設置場所等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

3 愛称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

- (1) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。
- (2) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。
- (3) 使用することができない愛称
以下の名称は使用することができません。
 - ① 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
 - ② 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ③ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
 - ④ 氏名、商標、著作物等を無断で使用したもの
 - ⑤ 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
 - ⑥ 世論が大きく分かれているもの
 - ⑦ 本市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
 - ⑧ 本市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
 - ⑨ その他不適切であると認められるもの
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。
※ 施設の特性により、特定の地名等を含めるなど、各施設の募集要項に条件を定めることがあります。

4 申込資格

申込できる法人等は、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体とします。

ただし、以下のいずれかに該当する法人等は申込みできません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (2) 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和 36 年鹿児島県条例第 65 号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造事業又は武器等の販売業
- (4) たばこ製造業又はたばこ卸売業
- (5) 公営を除くギャンブルその他これに類するもの
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）の規定により規制を受ける貸金業
- (7) 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業
- (8) 整体、カイロプラクティック、エステティック等の法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 占方業又は運勢判断業

- (10) 興信業又は探偵業
- (11) 債権取立業又は示談引受業
- (12) 火葬業，葬儀業又は墓地管理業
- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある事業者
- (14) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある事業者
- (15) 各種法令に違反している事業者
- (16) 悪質な行為等により，過去 5 年間に行政機関又は公的機関から指名停止などの行政指導を受けた事業者
- (17) 前各号に掲げるもののほか，この基準による規制の対象外の業種又は事業者であって，現に社会問題を起こしているもの
- (18) その他市長が適当でないと認めるもの

5 事前相談の申込方法

提案募集型のネーミングライツパートナーを希望される場合は，事前相談書（様式 3），事業者概要調書（様式 2）と下記(1)の添付書類を南九州市財政課 財産管理係へ提出してください。

(1) 添付書類（原則 A 4 版）

- ① 新設又は変更したい看板の設置位置，図面，デザイン（様式なし）
- ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては，これらに相当する書類）
- ③ 法人にあつては，当該法人の全部事項証明書（登記簿謄本）
- ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
- ⑤ 設立趣旨，事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
- ⑥ 南九州市税の滞納がないことの証明書

※ 申込書類は，申込日現在で作成してください。②，③及び⑥については，申込日前 3 か月内に発行されたものを提出してください。

(2) 事前相談書の受付期間

① 受付期間

随時

② 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）
ただし，持参の場合には，土曜日，日曜日及び休日を除きます。

※ 事前相談書の様式は，本市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.minamikyusyu.lg.jp>

※ 提出部数は 1 部です。持参又は郵送してください（FAX・メールによる受付は致しません）。申込に係る費用は，申込者の負担とします。

なお，提出された書類等は，返却しません。

(3) 事前相談の受付場所

〒 897-0392 南九州市知覧町郡 6204 番地
南九州市 財政課 財産管理係（知覧庁舎本館 2 階）
お問合せ電話 0993-83-2511

(4) 事前相談の結果通知

事前相談の結果は文書でお知らせします。

重要！！

※ 事前相談の結果は、提案内容等を基に直接契約協議に移行するか、提案された施設に対して他の応募者の有無を確認する確認募集に切り替えるか、あるいはご提案を送るかを南九州市有料広告審査委員会で判断します。

また、確認募集に切り替えて募集し、提案者の他に応募者がいた場合は、再度、南九州市有料広告審査委員会でネーミングライツパートナー優先交渉権者を選定いたします。

なお、確認募集を実施し提案者の他に応募者がいなかった場合は、審査委員会を開催せずに提案者が優先交渉権者となりますので文書でお知らせします。

※ 提案された施設に対して他の応募者がいないか確認するための確認募集に切り替えたときは、文書で通知しますので、本申込に必要な書類を所定の受付場所に提出してください。

6 確認募集に必要な書類

(1) ネーミングライツ申込書（様式 1）※提案者も提出

(2) 事業者概要調書（様式 2）※提案者は不要

(3) 添付書類（原則 A 4 版）※提案者は不要

- ① 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
- ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ③ 法人にあつては、当該法人の全部事項証明書（登記簿謄本）
- ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
- ⑤ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
- ⑥ 南九州市税の滞納がないことの証明書

※ 申込書類は、申込日現在で作成してください。②、③及び⑥については、申込日前 3 か月内に発行されたものを提出してください。

※ なお、確認募集の際の最低価格は事前相談で提案された価格となります。

7 確認募集の申込書等の受付期間

(1) 受付期間

確認募集をする旨の文書通知をしてから 1 か月間

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）

ただし、持参の場合には、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

※ 申込書の様式は、本市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.minamikyusyu.lg.jp>

※ 提出部数は 1 部です。持参又は郵送（受付期間必着のこと。）してください。

（FAX・メールによる受付は致しません。）申込に係る費用は、申込者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。

8 申込書の受付場所

〒 897-0392 南九州市知覧町郡 6204 番地

南九州市役所 財政課財産管理係（知覧庁舎本館 2 階）

お問合せ電話 0993-83-2511

9 審査基準等

(1) 選定基準

- ① 愛称
- ② 金額（ネーミングライツ料）
- ③ 契約期間
- ④ 施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）※ 1
- ⑤ 法人等の経営状況
- ⑥ その他審査に必要な事項 ※ 提案施設によっては必要な項目を追加するがあります。

(2) 選定方法

提出書類を基に、南九州市有料広告審査委員会の審査を経て優先交渉権者を選定します。

なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、市が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者を選定しないことがあります。

10 選定結果及び理由の通知

申込者に、選定結果を文書にて通知します。

※事前相談の結果が直接契約協議の場合は、確認募集の 6～10 項の事務は省かれます。

11 費用負担

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料の他に下記表の負担があります。

ネーミングライツ料以外の費用負担表

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更 ※2		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や 本市 ホームページの表示変更 ※3	○	

※1 施設の魅力向上に関する提案は、ネーミングライツパートナーの負担になります。

※2 敷地外や新規の看板設置等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

※3 印刷物の名称変更については、残部数や改訂時期等を踏まえ、経費に無駄が無いように随時更新していきます。

12 ネーミングライツ契約の締結

(1) 優先交渉権者と契約の内容について協議し、協議が整った場合には、本市はネーミングライツパートナーとして、契約を締結します。

※ ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツにより本市が得た対価は、基本的に特定財源として、その施設の管理・運営に役立てます。

※ ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に、本市が発行する納付書により4月末日までに一括してお支払いただくことを基本とします。

(2) 協議と契約については、施設所管課と直接行います。

13 契約の解除

信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合その他の事情等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、本市は契約満了を待たず契約を解約できることとします。

その場合に、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担となります。

14 契約の更新

本市は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

15 リスク分担

ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーで協議し決定するものとします。

16 秘密の保持

法人等からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

様式 1

ネーミングライツ申込書

年 月 日

南九州市長 殿

申込者 住所
氏名
電話

次のとおりネーミングライツを申し込みます。

施設名	
提案する愛称名	
ネーミングライツ料	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)
施設の魅力向上に関する提案	

【事務担当者及び連絡先】

所属・氏名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

【ネーミングライツ申込書（様式 1）、事業者概要調書（様式 2）以外に添付する書類】

- ① 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
- ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
- ⑤ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
- ⑥ 南九州市税の滞納がないことの証明書

様式 2

事業者概要調書

1	事業者名						
2	代表者						
3	本店所在地						
4	本市内の支店、 営業所等	有 ・ 無 有の場合は所在地 ()					
5	創業年月日、 営業年数	創業年月日 年 月 日		本店営業年数 年		市内営業年数 年	
従業員数		役員	正規雇用	非正規雇用	その他		
	全社						
	(市内)	()	()	()	()		
6	決算の状況	別添決算書のとおり					
7	総売上高						
8 事業内容							
①主たる事業							
②主たる事業以外							
9 経営理念							
10 地域、社会貢献の取組実績							
11 ネーミングライツの申込に際し、次の事項について虚偽でないことを申し立てます。							
※右下の選択欄のどちらかに○をして下さい。							
南九州市ネーミングライツ導入ガイドラインの「7 応募・提案資格」に列記されている応募・提案ができない法人等に該当しないか						・該当する ・該当しない	

様式3

ネーミングライツ事前相談書

年 月 日

南九州市長 殿

申込者 住所
氏名
電話

次のとおりネーミングライツを提案するため、事前相談を申し込みます。

施設名	
ネーミングライツ料	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
愛称を使用する期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 年間）
提案する愛称名	
施設の魅力向上に 関する提案	
対象施設の選定理 由、応募の趣旨等	

【事務担当者及び連絡先】

所属・氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

【ネーミングライツ事前相談書（様式3）、事業者概要調書（様式2）以外に添付する書類】

- ① 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
- ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
- ⑤ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
- ⑥ 南九州市税の滞納がないことの証明書